

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 多文化共生推進の必要性

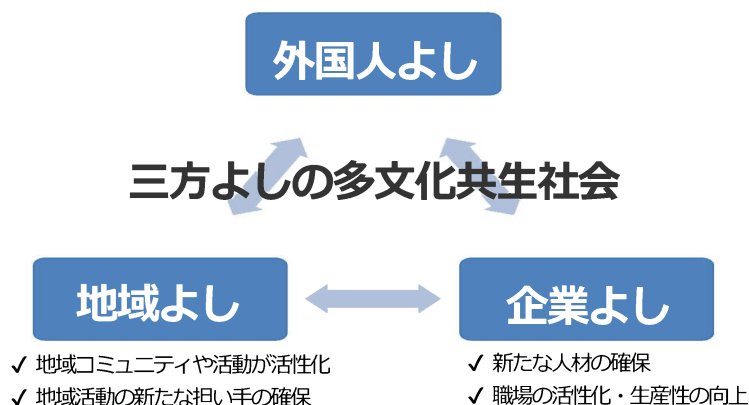
本県の人口は2007年をピークに減少を続け、2060年には239万人になると推計され、労働人口の減少・少子高齢化などの課題に直面しています。また、外国人県民の国籍や在留資格等の変化、新たな在留資格「特定技能」の創設や日本語教育の推進に関する法律の施行等国の動きや社会情勢も変化しています。

外国人県民の数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年末には一時的に減少に転じましたが、将来的には再び増加が見込まれることから、「外国人県民」=生活者や地域住民という視点で、外国人県民も地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みを構築し、文化や習慣の違いを理解し合い、誰にとっても暮らしやすい「多文化共生の地域づくり」を進める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、行政機関や医療機関等でスムーズに意思疎通が図れることが最も重要であることが明らかとなりました。地震などの自然災害にも備えて「言葉の壁」の解消を進めていく必要があります。

- ✓ 安心・快適な暮らし
- ✓ 日本語や技術・技能を身に付け、いきいきと活躍

静岡県では、SDG s の理念や静岡県多文化共生推進基本条例に基づき、県内に居住する外国人及び日本人が誰一人取り残されることなく、相互に理解し合い、安心して暮らすことに加えて、誰もがいきいきと活躍できる「外国人よし」「地域よし」「企業よし」の三方よしの多文化共生社会の実現を目指します。



### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



## 2 静岡県が目指す多文化共生社会

静岡県の多文化共生を取り巻く現状や静岡県多文化共生推進基本条例の趣旨を踏まえ、次のように、計画の基本目標を掲げます。

### ■計画の基本目標

静岡県内に居住する外国人及び日本人が、相互に理解し合い、誰一人取り残されることなく、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す。

### ■施策の柱

基本目標を実現するために、7つの施策の柱を掲げます。

#### 共通

##### 1 多文化共生意識の定着

外国人県民と日本人県民とがお互いの文化的背景や生活習慣を理解し合う機会を創出します。

##### 2 コミュニケーションの支援

外国人県民との円滑なコミュニケーションのため、「言葉の壁」の解消を図り、必要な情報を提供する体制を整備します。

#### 安心

##### 3 危機管理体制の強化

新型コロナウイルス感染症や自然災害の発生など生活を脅かす課題に対応します。

##### 4 生活支援の充実

相談体制の充実を図るなど、生活全般にわたる支援の充実を図ります。

#### 活躍

##### 5 外国人の子どもの教育環境の整備

外国につながる子どもの教育環境の整備を図ります。

##### 6 社会参画の促進

外国人県民が地域社会の一員として主体的に参画できる環境を整備します。

##### 7 働きやすい環境の整備

外国人県民が、働きやすい環境を整備します。

## ■施策の柱・方向性

### 共通

#### 1 多文化共生意識の定着

- 外国人県民と日本人県民がお互いに交流したり、異文化を学びあう機会の創出
- 地域日本語教育を通じた多文化共生の場づくりの推進

#### 2 コミュニケーションの支援

- 「やさしい日本語」の普及・活用促進
- 日本語教育体制の構築
- 「やさしい日本語」及び多言語による情報提供

### 安心

#### 3 危機管理体制の強化

- 感染症、防災情報の周知、防災について学べる環境の整備
- 防犯や交通安全対策の推進や相談体制の整備

#### 4 生活支援の充実

- 相談体制の整備や関係機関との連携の強化
- 安心して医療・保健・福祉等のサービスを受けられるよう支援

### 活躍

#### 5 外国人の子どもの教育環境の整備

- 就学促進、学びの継続のための指導体制確保及び充実
- 進路選択やキャリア形成への支援

#### 6 社会参画の促進

- 地域活動への参加の促進
- 留学生等が地域で活躍できる環境の整備

#### 7 働きやすい環境の整備

- 職場内コミュニケーションの円滑化や適正な労働環境の整備
- 就業機会の確保のための就業支援や相談体制の充実

## 第4章 施策の柱・方向性

### 1 多文化共生意識の定着[共通]

あるべき姿

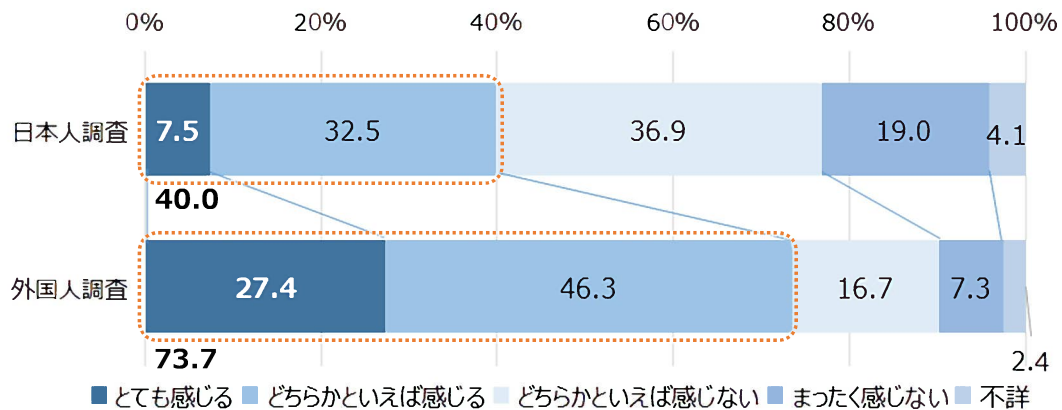
すべての外国人県民と日本人県民とがお互いの文化・習慣を理解し、尊重できる社会をつくりまします。

指 標	現状値	目標値
地域日本語教育を通じて多文化共生の場づくりに取り組む市町数	4市町 (2020年)	19市町 (2025年)

#### ■現状と課題

○地域で暮らす外国人（日本人）について、どの程度親しみを感じますか。

(多文化共生基礎調査 日本人調査単数回答 n=415 外国人調査単数回答 n=1,593)



外国人県民が日本人県民に親しみを感ずる割合は、「とても感じる」と「どちらかといえば感じる」を合わせると73.7%です。一方、日本人県民が外国人県民に親しみを感ずる割合は40.0%であり、その差は33.7ポイントとなっています。

外国人県民と日本人県民が交流したり、異文化を学び合う機会を通して互いに「共生」の意識を高めることが必要となります。お互いの違いを認め合いながら、よりよい社会を築いていこうとする意識の定着が求められます。

#### ■これまでの取組

- ▶ 子どもたちが外国の文化や習慣を知り、多様性を理解するとともに外国人県民への関心や親しみを高めるために、国際交流員などが「世界の文化と暮らし出前講座」を開催しています。
- ▶ 地域の国際化を推進するために、県内の大学に在籍する留学生をふじのくに親善大使に委嘱し、学校訪問や各地の国際交流イベントに参加しています。
- ▶ 多文化共生の拠点として、地域住民が関わる初期日本語教室を全県的に広めています。

- ▷ 新型コロナウイルスに係る「STOP！誹謗中傷アクション」をはじめ、あらゆる誹謗中傷、差別を解消するために、心のUDの普及啓発及び実践を促進しています。
- ▷ 人権教育の推進を図るため、人権教育担当者研修会等の教職員を対象とした研修会を開催しています。また、教職員及び児童生徒が人権についての理解を深め、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができ、行動に表れることを目指し、校内研修や授業等で活用できる「人権教育の手引き（人権教育指導資料）」を作成しています。
- ▷ 人権意識の高揚を図る啓発指導者を育成し、地域や職場での外国人県民等の人権に関する啓発を推進しています。

## ■施策の方向性とこれからの取組

**方向性 1** 年齢や住んでいる地域に関わらず、お互いの文化を理解し、多様性を認め合うために、外国人県民と日本人県民とがお互いに交流したり、学びあう機会を創出します。

### 取組 1

- ▶ 全ての県民が県内のどこに住んでいても、国際交流イベントや異文化理解の学びの場に参加できるよう、外国人県民が多く住んでいない地域での開催や大人向けの出前講座等の取組を推進します。
- ▶ 全ての子どもたちが、国際社会に対する関心を高め、異なる文化や習慣を受け入れられる意識を醸成するために、市町と連携し、JETプログラム等を活用して取組を推進します。
- ▶ 企業内において、異文化理解の取組を促進するよう、講座の開催や先進的な取組事例を幅広く情報発信するなど、企業との協働を促進します。
- ▶ 学校や地域社会において、人権尊重の精神が根付くよう、多様性への理解の促進など、人権教育を通じた取組を進めます。
- ▶ 外国人県民を含む全ての人があらゆる誹謗中傷や差別を受けないよう心のUDの啓発・実践を促進します。

**方向性 2** 地域住民が関わる地域日本語教室を活用した多文化共生の場づくりを進めます。

### 取組 2

- ▶ 2019年6月に施行された「日本語教育推進法」をふまえ、次のとおり多文化共生社会の実現に寄与する日本語教育の場づくりを推進します。
  - | 地域住民が日本語教育の場に関わる地域日本語教室の設置を促進します。
  - | 日本語教室を各地に根付かせ、地域の多文化共生の拠点としての機能を発揮できるよう、県、市町、国際交流協会、日本語教育機関、地域住民などが連携して運営します。

## 2 コミュニケーションの支援 [共通]

あるべき姿

「言葉の壁のない静岡県」を実現します。

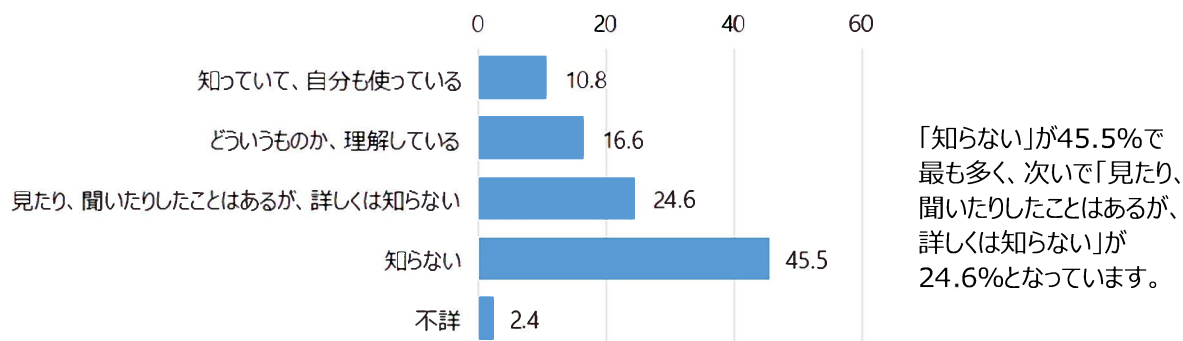
希望する外国人県民が基礎的な日本語を学べる環境を整備します。

指 標	現状値	目標値
S N S等を活用した「やさしい日本語」及び多言語による外国人向け情報提供数	455件 (2020年)	500件 (毎年度)

### ■現状と課題

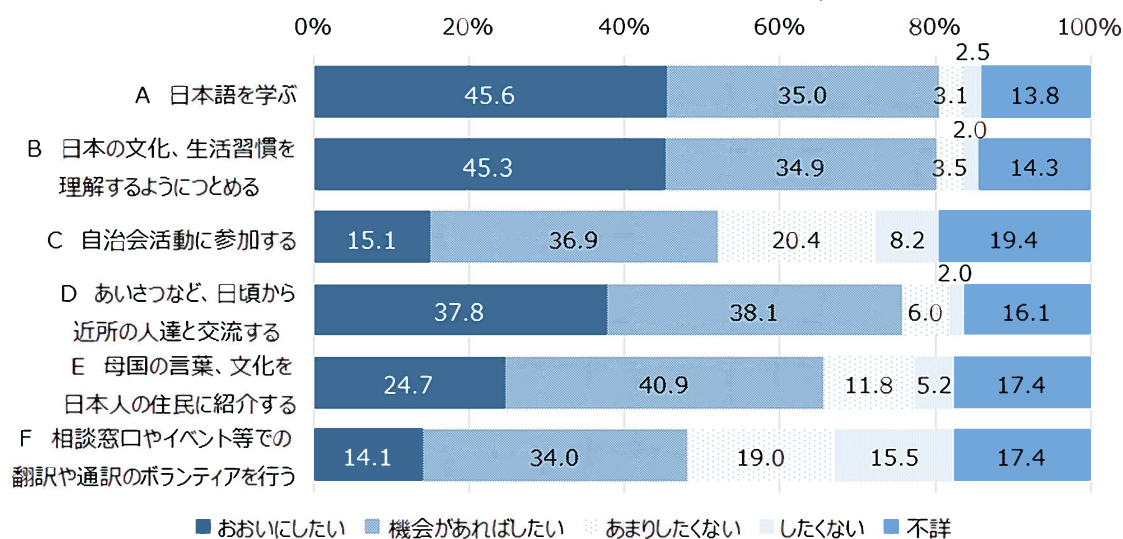
○あなたは、「やさしい日本語」を知っていますか。

(多文化共生基礎調査 日本人調査単数回答 n = 415 単位%)



○外国人住民と日本住民との相互理解を深めるために、あなたは以下のことをどの程度したいと思いますか。A～Fのそれぞれについて教えてください。

(多文化共生基礎調査 外国人調査単数回答 n = 1,593)



「おおいにしたい」と回答したのは、「A 日本語を学ぶ」が45.6%で最も多く、次いで「B 日本の文化、生活習慣を理解するようにつとめる」が45.3%、「D あいさつなど、日頃から近所の人達と交流する」が37.8%となっています。

コミュニケーションの円滑化のため、「やさしい日本語」の普及・活用推進と外国人県民が日本語を学ぶ環境の整備が必要となります。「言葉の壁」を解消し、安心して生活できる環境の整備が求められます。

## ■これまでの取組

- ▷ 県・市町職員や民間企業等への「やさしい日本語」普及活用を図るため、研修会の開催や手引きを作成しています。
- ▷ 県及び市町におけるやさしい日本語の利活用を促進するため、やさしい日本語アドバイザーを設置しています。
- ▷ 普及啓発のため、動画「話そう、やさしい日本語」をウェブサイトに掲載し、「やさしい日本語」のキャラクター「やさ日富士夫くん」を作成しています。
- ▷ 地震などの災害時に、外国人県民に対してわかりやすく情報を提供できるよう、県内のコミュニティFM局と連携して、「やさしい日本語」による番組作成や放送ができる体制の整備を進めています。
- ▷ 静岡県地域日本語教育推進方針に基づき、日本語に不慣れな外国人県民が県内のどこに住んでいても、日本語教育を受けられるよう、モデル教室の設置やその成果を共有することで、地域日本語教育の普及を進めています。
- ▷ 外国人県民が県からの情報を得られるようにするため、「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」を策定し、多言語による情報を「静岡県多言語情報ポータルサイト かめりあ<sup>①</sup>」に掲載しています。

## ■施策の方向性とこれからの取組

**方向性 1** 「やさしい日本語」が外国人県民への情報提供やコミュニケーションに、より広く用いられるよう、行政だけでなく企業、コミュニティにおける普及を促進します。

### 取組 1

- ▶ 企業における「やさしい日本語」の普及や活用を推進するため、研修会の開催や、手引きや動画などを提供します。
- ▶ 地域コミュニティにおけるコミュニケーション支援のため、市町と連携して自治会の加入やゴミ捨てなどに関する「やさしい日本語」のちらしの作成等を支援します。

## 方向性 2

外国人県民が日常生活において、日本語で必要なコミュニケーションをとることができるよう、市町や日本語教育関係者と連携して、日本語教育推進体制の構築を進めます。

## 取組 2

▶ 2019年6月に施行された「日本語教育推進法」をふまえ、次のとおり日本語の教育体制の充実を図ります。

| 県内どこに住んでいても、希望する全ての外国人県民が生活に必要な最低限の日本語を身に付けることができる環境を整備します。

| 外国人児童生徒等が、生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くために、学校等における適切な日本語教育を受けることができる体制の充実を図ります。

| 職場等において外国人労働者との効果的なコミュニケーションを図れるよう、企業における日本語教育を促進します。

▶ 地域日本語教育を一層推進するため、モデル教室の設置とその日本語教室で活躍してもらうための人材の育成をセットで実施します。また、その成果を他の市町にも普及したり、地域日本語教育総括コーディネーターによるアドバイスの提供などの支援を行います。

▶ 外国人県民が少ない市町においては、文化庁で開発したオンライン教材の普及に努めます。

▶ 地域日本語教育に関わる人材を確保し活用するため、人材情報バンクをさらに充実します。

## 方向性 3

外国人県民が「やさしい日本語」及び多言語により、生活に必要な情報を入手できる体制を充実します。

## 取組 3

▶ 「静岡県多言語情報ポータルサイト かめりあ<sup>①</sup>」により、発信する情報件数の増加を図ります。

▶ 外国人県民とのコミュニケーションの円滑化を図るため、県・市町職員を対象に、やさしい日本語研修を継続するとともに翻訳機等の活用に関する研修を実施します。

▶ 上記の取組を企業や団体にも広がります。